縣居雜錄補抄

1 5
1213

15
1213
15
1213

賀茂真淵翁著
長野義淳留補抄

縣居雜錄

東都書坊　金花堂藏梓

皇御國のみちをまなびたるものの
こころのけがれをはらひ清め
たましひをあらはしたるものの
つくれるあなのきれのけも
そもそもけや文化九年
和田のもりの藤原矢沢留吉ふ園の
きしのむしろのうへにて
まなびをこころいそしみ清みこと

凡例

一此巻渕蔭の雑録を吾友波多完らしめおはりをとりあつめ写し
小林元雄主のかきそへ再三校合しれのれさきに標注をかへて上まを
一元ゆハ蔭の自分あてはとく紙字ようなりこれ蔭のつきもれなる
をかくことれるをもあるをぬきいてをきたく考へおもれし
をのこころえてをもし補もてわかるをそのまくようにし
ていをこうもわをこうをこころをもとへ
一此ふをあいうえをの除をひをつをよ混しのをれをうつをくをな
しめりをて土佐日記より引こへといふをものあるををのつをて
のせををををそのえ中よあるほとくしくてふをはをわをて
保の部へいれるへうしををのつをよのせ抜しををををれ
ついてなれををるへしこのををれいををれをを
一かをををる細字の注を蔭のをのをの抜しハ□の中に
れ抜のれをものしををたをかをへよのせをく

一假名のものがきのあるしるしをけしてかくこれはこのごとくなる歟

一本文の引書ども幾丁オ幾丁ウとかくはその元本丁

ごとにて按合しけるゆゑ当時はまさつるつきみも

あるまなかうしうと物ありつることわんなる本書にまるるゆゑ

さはきくなれをそのまに物ゆゑ

一補抄の引書は幾丁オ幾丁ウとかくはいちはゆゑ写本のまもきのせ

ぬるゆゑにてことかまてをまさしくあれいるゆゑもむしれとそのことを

きいてむ物のそなさはゆゑあれいるゆゑ〳〵歟

一物〳〵引書は幾丁とある志ゆゑ春曙抄湖月抄とゆゑ

しるそ〳〵めてひぬるゆゑ〳〵ゆゑ

そのゆゑつゆゑのゆゑもこれなる物〳〵

一補抄ともなるつゆゑことなるゆゑ物〳〵

いゆゑ歟

▲いゝ〳〵

●万葉集三四十

天地乃至流左右尓杖策毛不衝毛行而夕衢占問石卜以而吾屋戸尓御諸乎立而云云

●夫木抄　占　従三位行家卿

ゆふけとそともちてわゆゑかきこゝろそれゝゆゑ

●日本紀景行紀云云朕得滅土蜘蛛者将驟茲石如指葉而挙焉因驟之則如指上於大虚云云とあるもことはかゝれといゝ也

●金葉集　あるまいかゝ石神のこれをさに部ゆゑのゆゑ〳〵ゆゑ

縣居雜録

あ

○石占

萬葉哥三四十は石卜ふてゆこゝゆゑ

此事ゆゑ

日本武尊西征のゆゑ美濃國ゆゑ

いゆゑ

時云率石占横立云云とゆゑ

地名ゆゑ

・丹後守為忠百首　卜意

散位為盛

ある故ありて

・正廣判歌合　在盛　かくばかりはかなしあるを石神のちからにまかせていのるわれ

直有　ゆゑことをこそしてつれなきかの石神のはかなさをいたのまぬ

・八雲抄三十九　占　あ〜いし　いそといふ　ゆかとふ　なの　らすを　ゆ　もい　ゆのう　かとづ〜　みち　道ゆき

・塵添壒嚢抄四十九云道祖神事サイノ神トテ小社ニ二ロキ石ヲオクハ石神欤道祖神也是ハ昔黄帝ノ子遊事ヲ好テ路ノホトリニ死玉ヒケルカ今ノ道祖神ト成リ玉フ故ニ路ノ旁ニ祝ヒ奉ル此神ニ祈テ事ノ實否ヲ問時石ニツケテ軽重ヲ定ルカ路行人ヲ護ル神也石ニハアラス石ハ路頭ニ便宜ノ物ナレハ仕始ルヘシ

・直勢申状繪詞ニ小祠ノ前ニ石ヲ置タル所アリ是モ石神ノ石ナルヘシ此圖ハ我友北慎言カ梅園日記ニ載タレハ此所ニ畧スサテ此石神石ト称ル事可尋和訓栞ニ石ト即石神也壒嚢抄ニ幸ノ神ノ神祠ニ丸石ヲ置テ石ノ軽重ヲモテ吉凶ヲトスルヿライフとあれとけ〜ものせ〜塵添壒嚢抄の文のこゝあそを石ト石神称ルことゝもさたなくしなかく考へあはせ〜又考へ〜書よこのまゝとたゞ壒嚢抄とはかりいふこと誤なり壒嚢抄中を略し〜塵添壒嚢抄よりそこなうの塵添といふを常の壒嚢抄ト塵嚢とゆ書こゝろいろいて補ひのせこゝをいつゝ彼の序よりこゝこゝ

○あるものゝ式

此條ホよりこゝくのせれ

▲あけまく文

・新撰字鏡云髪鬘同或從髮上角卅束髮阿分万支

・神樂哥　あくまさをつさ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜と云〜

・拾遺愚草　あけまくあとたまくしゆる髮もせよおれひもへとしらるる神

・助無智秘抄云ヒツラノ事総角事也ニツ髪ヲニツワケ耳ノマヘナホヨスヘシ耳ノスチニ耳ヨリ一寸ヨアケテ下結ヨスヘシ其上ヲ紫ノクミニテモヨリ糸ニテモ太サ箸ホトナル長サ三尺

こゝろよりこゝ

同紀云汝不欲矣豈強遣耶かく古訓ありて義もかよへも

○あるものゝ式

同紀云我子小碓王昔熊襲叛之日未及総角久煩征伐云同紀以上云遣日本武尊令撃熊襲時年十六云万葉十三人麻呂長歌云歳之八歳乎キル髪乃云云こしなる女のとゝ形ゝ元ハ束ねて髪をかくして後の髪ゆゝこす藝

ハカリ有ニテユヒメノコムスヒシタレハコレハ主上ノ御総角ノムスヒヤウナリワヲノ方ヲ一ヘニアテタレハワヲノナカサ一寸ハカリニ前ヘスコシスチカヘタルヤウニテ有ナリサテワナナラヌカタ後ヘムキテ六寸カカリニテ二筋サカリテアルヘシ・主上ノ御総角事チタイハ此定ニユヒタルヲ三ツニワケテ二ツヲハクミアハセテ上ヘアクヘシサテイ一ヒトツニテアケタルモトヲ一トフヘシ云云

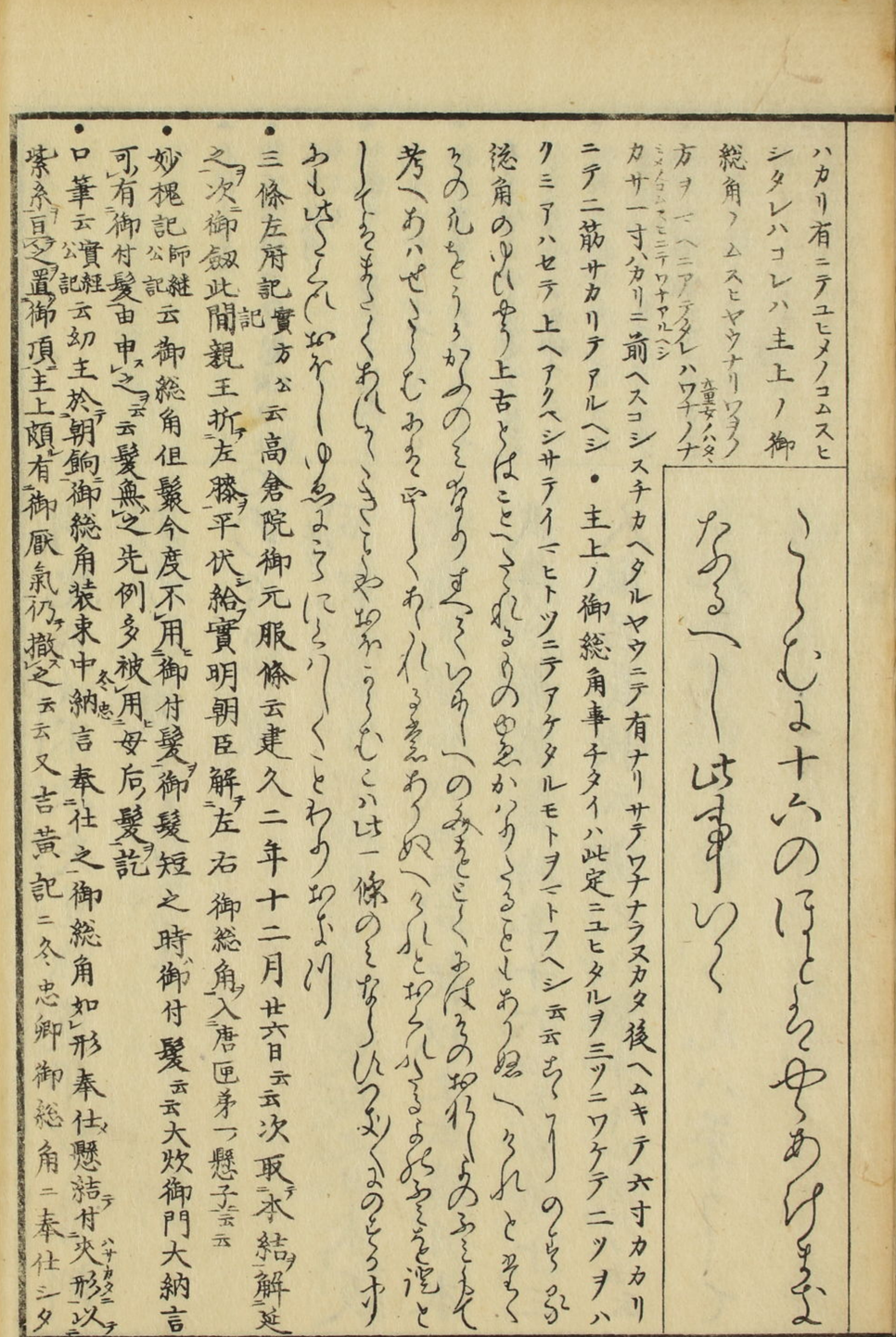

・三條左府記実方公云高倉院御元服條云建久二年十二月廿六日云云次取水結解延之次御剱此間親王折左右平伏給実明朝臣解左右御総角入唐匣第一懸子云云

・妙槐記師継公記云御総角但髪今度不用御付髪御髪短之時御付髪云云大炊御門大納言可有御付髪由申之云云髪無之先例多被用女房髪訖

・口筆云実経公記云幼主於朝餉御総角装束中納言奉仕之御総角如形奉仕懸結付次形以紫糸盲之置御頂主上頗有御厭氣仍撤之云云又吉黄記ニ冬忠卿御総角ニ奉仕シタ

・嘉元四年結縁灌頂記云持幡童二人方壽長壽腋闕絲鞋総角天冠大阿闍梨参進取玉幡列立云云

・吉部秘訓云若宮直衣総角先例不審之由申出之並総角者常事也七宮御登山有此儀

・著聞集十一畫圖云良道か撥面ハあけまきのうへハ龍よのうへ水あなもらく砥

・太子傳玉林抄十五卷云カンサシ定圓法印奇ニみのをはまきあるまなのうをはまきあるまなのうをはまきあるまなのう

尓谷置天安河而宇氣布
●又曰 四十九ツ 如木花之榮宇
氣比豆 自宇下四字以音
●日本紀一 二十 誓約之中
氣譬能美難菌 宇 この外万
葉伊勢物語ホホもあり
▲うけひうけひうけひ
●古事記中 二ト 在飼白檮
之前葉廣熊白檮令宇氣
比豆拈忽令宇氣比生云云
▲采女
●孝德紀十一 云凡采女者
貢郡少領以上姉妹及子
女形容端正者 後丁一人 後女一人
以一百戸宛采女一人粮
●令義解後宮職員令云凡
諸氏氏別貢女皆限年三
十以下十三以上雖非氏

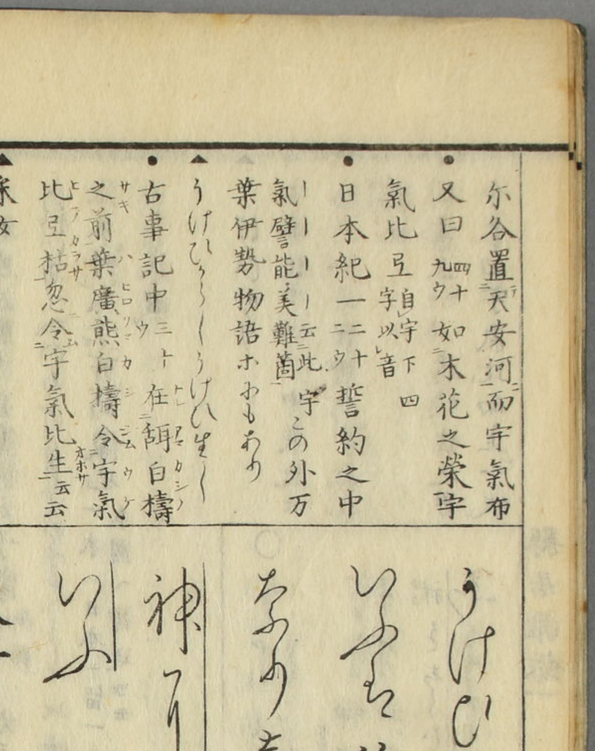

○采女
履中紀云墨江仲皇子令追太子云云
吾子籠といふもの太子に衆多に憚て
太子ホ從むとする時太子疑て欲殺

名欲自進仕者聽 謂氏別貢一人 之外別欲進仕也 其貢采女郡少領以上姉妹及形容端正者皆申中務省奏聞
●職員令集解云大同元年十月十三日官府云應令貢采女事右撿令條諸氏氏別貢女皆限年卅以下十三以上而中間停廢略无尊行令被右大臣宣偏奉勅凡采女者氏長者擇氏中端正女貢之其十三以上之徒心神易移進退未定宜採女年卅以上卅以下時無夫者或貢後適人必合貢替又官途忽忙獨難取捨緩怠之事當有授助宜長者相補令得仕

時吾子籠已妹日之媛を獻て罪乎
救ふ途なりとこれいふく其倭直等
貢采女蓋始于此時欲按ふ國々より
女をめしまるまゝおのくえられと
采女といふと始てえゆるゝ也〻采女
を令ちを按るに平一氏より一人まる
故ホ氏の女といふを略せる詞なり
さるに後ホを京官ホもせよ氏々より
貢を氏のめといし郡領のめなとを

進自今以後立爲恒例

・延喜采女式云・凡采女四十七人賜近宮城地

・凡采女養田谷三町事見儀式

・凡采女月料各白米四斗五升日二升五合鹽四合五勺日二勺五撮・凡采女無故不上一百二十日以上者解任但依身病及親病不仕者雖過限日臨時聽載其解任之代以當郡氏女補之・中務省式云・凡諸國所貢采女名簿者辨官經奏下知省記録其由送内侍

・職員令云采女正一人掌檢校采女事佐一人令一人采女部六人使部十人直十人

・百寮訓要抄云采女ハ國くにの美女を擇てまるや

▲あなかち

・古事記上五十云其弟火遠理命答曰汝釣者釣魚不得一魚遂失海然其兄强奪責徵云云

・景行紀云六不後皇命者强喚者興兵距焉

・遊仙窟云僕詠曰雙燕子

○あなかち

此詞右ハ強の字を訓ましたる理り

義をもていふ實の説を穴勝なるべしとおもふ

芳德紀五十云宜

聯々翩々幾萬廻强知吾是容云云

・新撰字鏡云霰霰阿加利又阿奈久留

・同書云撥胡草反擊也礙又口弔反又作覈今作核阿奈久留又阿加利阿加利奴又曾志流

・詞花集意上　曾根好忠

はるまはる志ろまのかちは
あなかちよ人どうしとおもふ
うろうろ　此奇又後葉集に出

・源氏物語若紫卷湖月三十四少蓼虫

おかしくうろうろ人の愛ふに
ふをかけてあなかちなれ
若紫
ゆゑもたるまはるふるうろ
もものちのふなるべし云云

・濱松中納言物語二卌云

上のはもてなりをあなかちに
ふしまをつくるもいとまあく

造戸籍并校田畝謂撿覈擧田云云此撿覈の字未
の卷ゑ本文よりてあなかちと訓
和名抄多心をなかちと訓なとを
合てえるはたとへものかけ多く
あるもよわ世のちはさ數へむ
ちはさ强てもとめ出てにあること
にあるといふこと齊明紀五
云詔淳代郡大領沙奈具那撿覈蝦夷
戸口與虜戸口

▲なるこから　和名抄十巻云木具周易説卦云其於木也爲堅多心師説多心讀奈加古可遅

▲暁月夜

・沙石抄二巻十七云地蔵菩利益條云勘解由小路を東へゆくに走廻てこれをけ女房志かるつぶとゝあり烏丸をくたりまをゆくる暁月夜をれハ入道馬のうへにもれとの四五人具てひわひ〻云云此詞万葉集よりよ〻谷川士清ういれと万葉ホ〻ゝえ〻

・万葉集十九十九左夜深而暁月示影所見而喧霍公鳥聞者夏借此外一巻ノ朝月夜なとあれと暁月夜といふことなり外の歌中も此詞ゝあ〻ゝ〻ゝ〻ほ〻めるのゝ〻沙石集よ見ゆるの〻なり

・詩人玉屑十五巻云

高麗使遇海有詩云水鳥浮還沒山雲斷復連賈島詩鳥稍人聯下句云掉穿波底月船壓水中天麗使嘉歎久之自此不復言詩

▲うたゝ〻〻〻

▲うたゝ〻

・万葉集四十八神樹爾毛手者觸云乎打細丹人妻跡云者觸物可聞

・同集十九打細尓鳥者雖不喫繩延守巻欲寸梅花鴨

・忠見集　書合八番

かゝうたゝ〻よゐとみるりに
なるさんとゝ〻

・蜻蛉日記云導師ゝ〻め
ゐもうたゝ〻よ秋の山〻を弱
さまのゐまゝうゝ云〻

・源氏藤袴云らゐの花いと
はゝ〻ゐきをもなをうるをみを
のゝまゝうゝ入てをもらん寸〻き
ゆゑハ　あゝうゝうとて云云

下のやの行のやまとゝの次まゝこ
末の雑部ゑ揚馬の次ゑ出

○うたゝ〻○わとゝ〻〻〻〻

同記　下廿二ウ

ゐるゝみの江中舟さゝ〻せて云ゐま
うゝあゝやとたゝそやく〻くゐゐむ
うたゝ〻よゐつゐれゐむとゐをあゝて
ゝゝゐゐゐ

奈豆之（ナヅシ）故我波（カハ）奈等（ナト）里（リ）母（モ）知（チ）豆（ヅ）宇都良（ウツラ）宇都良（ウツラ）美麻（ミマ）久（ク）能（ノ）冨（ホ）之（シ）伎（キ）吉（キ）美爾（ミニ）母（モ）安（ア）流（ル）加（カ）母（モ）安

●袖中抄云此奇のそそれ句をかおとしくさくうつくしきつくといふそはうはやはあをあまてそるあり倩とふよはあふひをそうめをまるをハつくとえるといふ也又あくしくといつあとうとたとつと同音あり

下廿四ウ

云云まなこ洗そこ川あれ一つある鏡なこしまたるとて海ようもいあはれいとをちさしれとうちたをよあはかをのことなり

はれハ云こいくをきの江わとれなさしの姫またいたなといふをもあるはしめもうはるくうはるとおるこそくちれ

按よめもうはるくうはるとおる顕然といふをもあるは日本紀等ゑ顕神

▲御

●大和物語ゑはりとのくことといふ人をめくゑ云くゑ又五條のこしきのこなともあるを

●讀よはき三十八さの御後三位朝子ゝ同四巻よちくぜんのことなとあり

●宇治大納言物語云今ハむかし四條の御と十人あり云く

●本朝文粋三十三才慰少男女詩注云俗謂貴女爲御蓋取貴人女御之義也

▲あくゑけきものふの新よいそん

とのハうつのこころなり

もうしたみとをてうはくうはるみ

皆現顕の心なり

○あハちのことのを

下二十八オ

伊勢の御といふ御なり趣て女をとふとくいなり御等ともいふ後達

ゑ非なり

○あくゑけるもの

下二十八ク

同記よりしるきみ例のやうし云く

とのをとろありふの新よあり

▲うたて

●古事記上十八云我那勢之命爲如此登此一字詔雖直猶其惡態不止而轉

●同記下二十安康記云侍其大長谷王之御所入等白宇多豆物云王子宇多豆三字以故應慎

●日本紀武烈紀六云設奇偉之戲云云

●万葉集十一十若月清不見雲隱見欲宇多手比日

●同十二五何時奈毛不意有登者雖不有得田豆比来意之繁母

●千載集意四の長きそ不くさしもありかとうてのありふきのうたて

○うたて

同上(下三十五ウ)

かうたておもひいろくよかりしを

按ようしてを新撰万葉ようして(一オ)

白しの袖よとまりしるよりの程

とかくしの物のしたくあるをば

とゝみくる是なり又はりつゝのことゝ又茶をもいつゝ

遮惡といひ物のほろよこと程よ

いよ一つまなのなり

なるをうてといふ今俗ようして

なるとしてのうたて程中

●おちくぼ物語四云四の云ウ

たまとすえさまはやくと

いそうたまくと本云云

●源氏物語葵巻四十云年ころあれと物ひきこえつる人のこと

うしてあるもの云云

●濱松中納言物語二云云

やなとしあるさあをつきせいと物ひくのこまいきるも云云

▲いやくか

●こゝに義の注しかれ

らく礼の意なりは假名

ゝゝり土佐日記のいやか

とあるもあの云の誤と

てあの部にかゝるゝり

係ゝいやくかとゝゝの外よ

みあゝゝ程を新撰字鏡

よ森をいくかとゝゝゝり此詞と物ゝ辭ゝ

●源氏物語まきき柱巻三十五ウ

なるあする彩の雫よ袖ぬれてゝゝゝ人を恋ゝゝ

なるとゝいふなる

のいやくか

又云家の(下三十五ウ)人のいくいるよ沢なる

いやくこの行ゝゝゝとゝいふ

物行ゝ礼をいやと訓きり

けよこと行るつれくゝ増り伊勢ものとあるうゝくしく かとあり云々

●同藤のゝゝ巻廿五あるゝの法度ハそれるをせんしあのてあかさせかつかとめてゝこれと

こゝろゝかきりあるゝくしきをつてゝみせかつ法ハ神宮院ハ先しゝるゝこれゝくしきを

辞かいつれもいやかゝかゝ辞ちゝこれあるゝ澄のそゝるを待のゝ

●日本後紀廿三云詔曰云云又續日本紀所載乃崇早良道天皇與贈太政大臣藤原朝臣不好

之事皆悉破却賜廷文而更依人言氏破却事如本記成セ此モ无礼之事 奈利今如前 改正セ

差参議従四位下藤原朝臣緒嗣畏弥畏年毛申久此奏ス云云

▲受領

かちゝゝ田落三ヶ所むこうゝ寺ゝ

てこうゝ寺ゝけるゝ寺ゝ

いてゝ寺ゝもゝ寺ゝ

何事も行のゝ事をゝ

よゝゝくあるのゝ

をゝゝ

とたのゝしけよをゝ云云

●式目抄云受領ハ國守ヲ

●江次第抄云受領謂諸國

○あたうの

下三十八ウ

家をあたゝ

ゝの中垣

ゝなれ

さゝるゝ

●江家次第四二十七オ

任受領備前權守多受領云云凡国司有遥授兼任受領等守為遥授則權守必受領也云云

受領の事此次第ハ委

●無名書端閥追テ考ヘスヘシ

諸守中任府反上 今按

一 説以舊吏新叙爲一束

行成抄云舊吏新叙別功各付短冊

親信抄云舊吏申受領新叙申受領別功申受領六位申受領

一 説舊吏勘公文人以其賞申受領

新叙式部氏部外記史人加袖書 撰非達使等巡歳仍不入之

紀氏不任陸奥國司見天暦御記

申六位受領 按之近例申文不幾仍以舊吏新叙等爲同束別之時如親信卿抄可書短

ゝるゝ

もゝたゝ

按ゝ受領

ゝたゝ

隣のゝ

ゝゝ

受領のゝ

ゝゝ

冊又如長治記者雖別功爲六位者必可爲各別歟云云

・二判問答云廷尉受領之時位暑書撰事從五位上行左衛門大尉養山城守藤原朝臣某可爲此定歟然二秀能法師當官之時位暑如此防鴨河判官出羽守從五位上行左衛門少尉藤原朝臣秀能云云廷尉受領之位暑書樣初所載可然歟秀能位暑誠以不審云云

▲不有ち

・しくとそのそのそのつ
まのあることかりそれハ
説々いと多くしいを指
含言ゆえ人とあるれを
あるそしせんをあるそ
いせ物語ないるくハせん
をなるのハもよ多くて
うの詞をさらくも助字
なるん先るるの奇をそん
ゆえハを、助字ちて人
どあるすあるそしせんを
ハそのそきて奇の意をゆひ
えるるんを思いの言上の意を

○不有ち

万二 八才
かくはのうり憑つあるひを高山のいハ
あるるなり非の字の義
ゆ
万十二 七十
ゆりくに人とあるすそるそるあそ
非の義
なるまものをるまのをるつり
万二 十五才
ゆるるを思つあるひを
非の義
風
ゆるるをのるきて奇の意をゆひ
えるるんを思いの言上の意を
二十六 同

さるる舍助字なるゆ
らるるんるるこい家光枝
大人の國辞解ちふ多よ
をはのをめるるををき
なるるゆよるりくあり
いるきみて考へあるる

▲いしく
・法湯殿の記永禄五年
五月十六日條云々
法きくるもあり女中

吾妹兄よるしつあるひを煉ひるの
さるて薮めるる花をまをを
ものゆりるるをるけ為やかるハ
同事となるのひるるるり
うるるる花あるるまるるものを
右の次下に是を五二十九
和せる奇うるるをるるるるるるを
勢球者と書るれハ殊ハ清訓みて意をもるのるるる
るるるるるるる

恒例一議ノ所の裏書ハ延喜十三年
負信公御記云一大臣入自南以次大臣
以下入自艮角ヨリ下にも以次大臣と
いへり此うらなり二水記正月淵
酔の記ノ末云大臣之外取酌之人無
之欲已次之大臣只盃許欲云云
○あやめわかこと
さ月一よあやめとかかる古今
集の序ハ注あやめかかる此ころ

▲あやめ
●狩衣一上ハ云ゆきのふくく
いなりうるゆかもいしつ
れハ中くさ也云く大夏ハ
あやめゆ〳〵くあやめとこと
のあまてうあるあやめ云〻

人の注とこそうりいとなれハ天稚彦
とこそ古書紀ハいとなれとハあやめ
ありなしいちのあり

●うばたまの物語一上俊蔭ハ云
此木すとう〳〵すそのの
ゆゑハ世のちく女仏なりな
なま〳〵日あるうるみとあ
まてうまてみなせか
れる谷ハ天女音楽と植木云〻
●古今集序云ひさうこんあやめ〳〵てをてるしはふはしまり下てるひめハあやめうろ
ここのめかりもの
●古事記上ハ十云思兼神荅白可遣天津國玉神之子天若日子故尔以天之麻迦古弓自麻下三
字以音天波々此二字以音矢賜天若日子而遣云云
●日本紀二ノ云天國玉之子天稚彦是壮士也宜試之於是高産靈賜天稚彦天麻呂弓及
天羽羽矢以遣之

▲あやめ
●和名鈔云養性要集云菖蒲
一名鳧蒲和名阿夜女久佐

○あやめ
狩衣一上九
ゆ一うら月もをて五月四日なりに
ゆ
ゆたてゆ中ハの先うちうまてこまふ

▲十市

・和名鈔云大和國十市止保知

▲こひち

・同書云孫愐云土和水也泥奴低反和名比知利古土日古比十

・いせ集

すもりの木のかくるるきはとりはしらしちりかけもえぬこそ

・金葉集七意上小一條院御製

ちくさのそれ神のこぬれくややめ
なかるるこひちよ花ひんものとも

▲玉のうてな

・新勅撰集　天喜四年閏三月中殿に読新成櫻花哥

ふるをうるむのうてなの櫻花
のもとにもまちよわるるおほいと

・玉葉集十七　上東門院

彩こあむこほくさうりのこをを
むのうてなと詠うしいえん

・拾遺愚草

あしこつのあそのうるるあるる
むのうてなハ和ちくしく

・源氏卷柱卷十二かのうしいて
へる木のいとまあきむて集よ
ひくしうきすくあり云云

▲うちきれ

・うしいれの物語後陰上廿五云
み車なとをてたちはれく

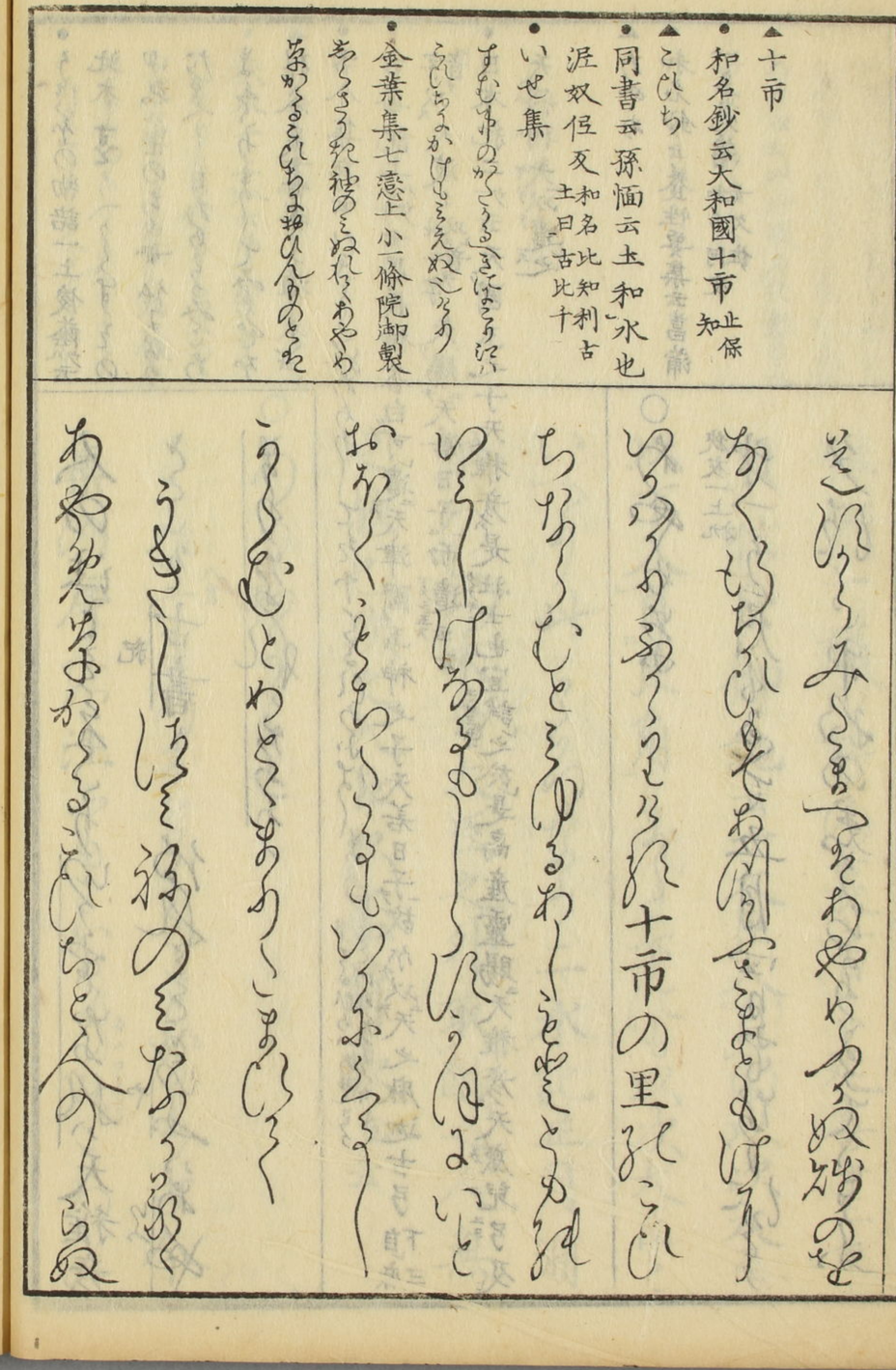

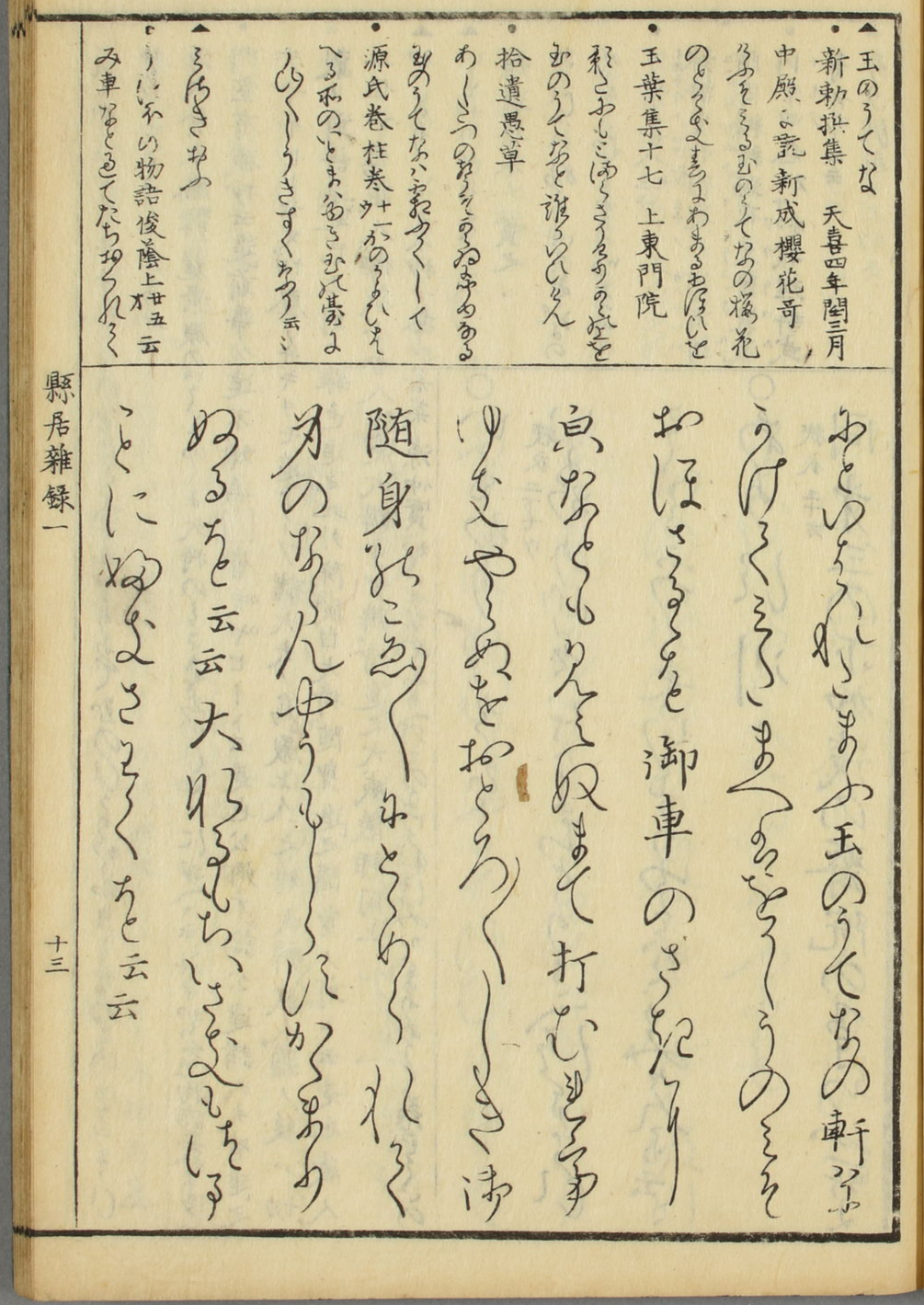

これも此さきおひて年廿そうのとき又十五ゐうあそのひとりかやきうなるこの此るゝし
はかくてそうゝまつ云ゝ

・源氏賢木巻三十六ノ麗景殿のにうよゆゝよ大将のゝきゝまちのいやうに思へハ云ゝ哭ぬちこそ物語其外多し

・門室有職抄云追前事公達不嫌無□皆キヤセイト云是也公卿不論公達諸大夫皆追之
ヲヤイセト云又切聲ノサキヲモ追トイフ諸大夫ノ爲殿上人之時大辨蔵人頭ノ後ハ切
轂ノ前許追之已上前ハ雜色追之此外院関白大将随身追之随身ノ前ト云是也蔵人
五位六位蔵人御蔵小舎人追之大辨中少辨侍追之大威儀師同上

▲かくまつり ・夫木抄一巻 若菜源仲實かくなやあり〳〵のゝのようにれちみかくまつりあり〳〵この

▲いもかりゆゝそ

・拾遺集冬 貫之

はつしもの時ゝりゆゝそあなの
川せさむゝそのるゝなり

・万葉集八三十七
妹許登吾行道乃河有者
附目縁緒跡夜更降家流

・同十四巻三十和我理許武
等伊布云云

▲あり〳〵川

○いもかりゆゝそ
校衣二下七ウ
いもかりゆゝそ〳〵さゝよちとりさ〳〵ちるらしし
そるゝふつゝそうもゆゝらとゝみゝ云ゝ

○ありゝ川
狩衣三十オ
同才三の下加茂の齋院のまいふ所又

・栄花物語廿三ノ云
はほきさきの宮めあり
にみゝとゝいゝかれ云ゝ大
原の御ゝをあきはゝあさ
ゆゝよりこゝしゝとあり川
川ひとゝしまある水のかれ
とけゝあよはくのまつり
と知こはのはせあり云ゝ

・續ゝはきゝ七ノ十
あり〳〵川はつ〳〵なれとも
へゝもむしゝけのゝえを
らゝあゝゝ

・袖中抄十六十四
ゝゝ猶いりゝのゝやゝあり
〳〵川まつゝもあそかけハ
きゝしゝき顕昭云あり〳〵川ハ
齊院のおまし本院のかゝ〳〵ゝ流る小川なり嵯峨院なて松枝映水と以ゝゝを京極大殿
あゝゝあり又古奇よはゝよゝ秋のゝやのあゝす川ゝゝ身岡のゝゝやゝり云ゝ

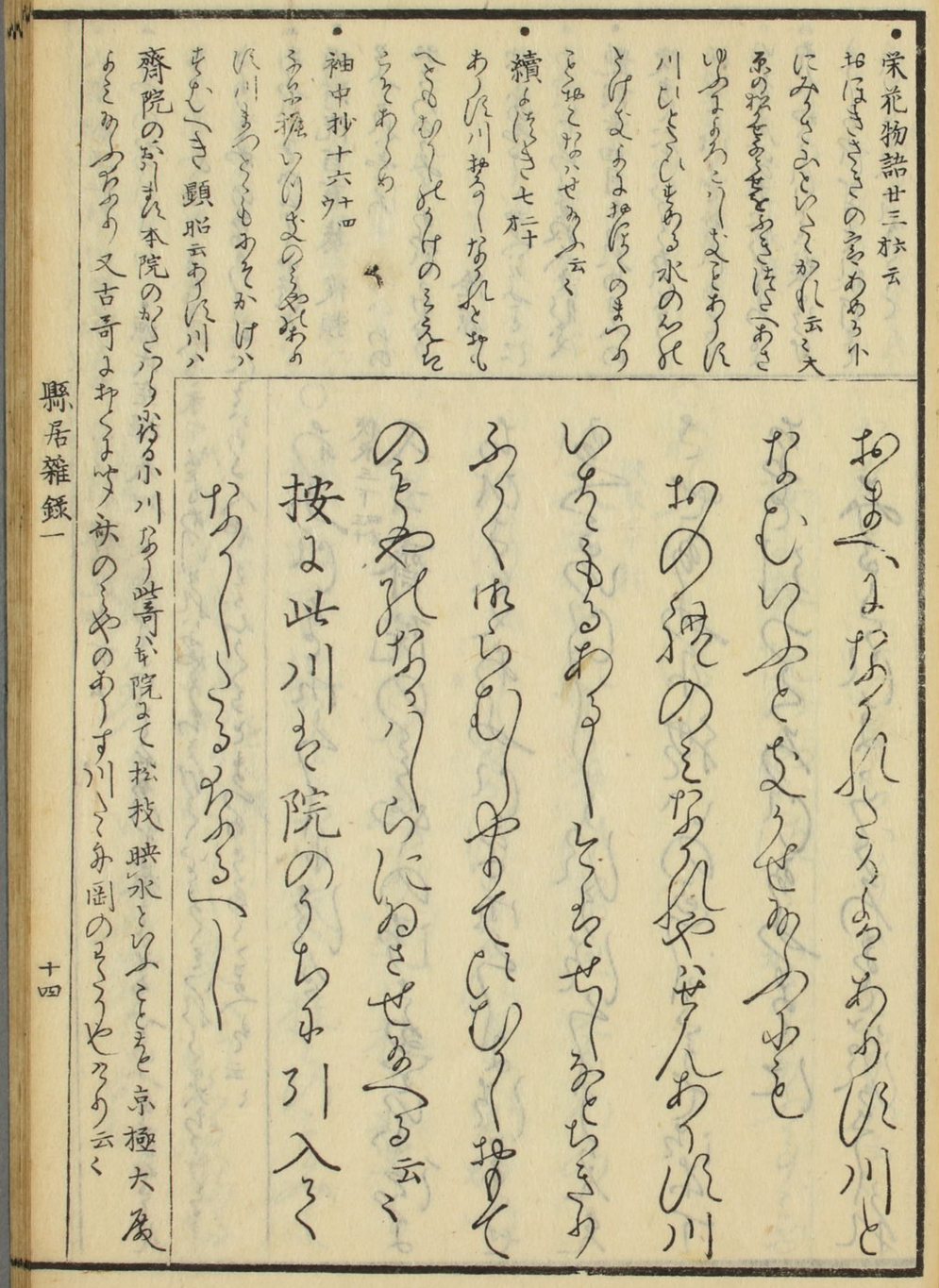

・八雲抄五ニ十 川の條に云 あるに齊院御所云々、

▲[illegible]

・源氏空蟬巻加 云 [illegible]

[illegible]

▲[illegible]

・堀河院百首 姿 俊頼

[illegible]

・艶詞云 四月[illegible]の日人の使[illegible]

[illegible]

○[illegible]

狭衣三下四十七

又云 齊院の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

・年中行事秘抄云祭日置楓山葵於庭中詔戸中使等挿頭出立松尾社司持参内蔵司

・吉記云　治承三年四月十五日加茂下上松尾社司等献葵桂如例蔵人経泰請取之懸蘆簾之由所見不詳不懸之この年凉閣なり名よ此文あり

・後鳥羽院震記云建保二年四月廿一日乙卯午二點著淨衣参加茂云云奉幣如例葵桂獻之頗無其謂祭以前献之猶不審況祭以後餘如何然而社習故可尋

・加茂年中行事云　次祝参昇開御戸如常次葵桂轉進轉送之次第如神供等末社之社司各参向于其社奉献葵桂次祝詞申畢起座出于中門外次社司各着樓門北軒下之座西上北面次所司別當持葵桂来而各挿頭之但於御生所令懸之葵八組之上覆重懸之

・耀天記云　第二十代祢宜日吉従六位上安國康保二年正月廿二日□祝御時大宮南門樓有搞依先例祭祠日取件桂令持下部春連献松尾社自彼社献鴨社往古例如此件木顛倒之後絶畢此事祢宜安國カ時ニテ不絶云云

▲もろかづら

・隣女和歌集　加茂祭　もろかづら月日よりきるなれなれやうねの使ふきはんん

・大鏡四十ウ云　もろかづら二葉なりしに光ふるなりん永院大宮のしたうしし

・宗尊親王三百首　いのるえんかものそれのもろかづらかけそも人よわれしあれやと

・八雲抄三三十四ウ葵　もろかづら　まんばうき　ふえき　万あれ花ことあり二ゆまそれの葵のもの

・兼載雑談云かも多よ出る葵ハ二葉なりなり月の葉よ似ゆ又世上よ多き花の紅ゆ　さく葵も用るゝ葵なるべしい神のんもかげさひたをなんくらんこの若載の花もたるあれを葵よ用ゆしゆゆゆゆ

▲青旗

・万葉十三
隠来之長谷之山青幡之忍坂山者走出之宜山之出立之妙山叙云云

・りしかの条云　あをいはりかさしをうゝとゝ

・日よりちきるなれなれやうねの使ふきはんん

○青旗木ハ言ハ青雀旗の小旗なり小さきを言ハ青雀也万葉二巻よ委く考へゝり

流の字ハ誤歟又こ色をかのゝる木ハ小の字ハ誤歟又こ色をかのゝる

ゆゝ方へ又小さハ万葉よ多くハ

ゝとこなゝ狩ゝ又ゝ三よ年魚小

狩走ゝ

○いさことも

日本紀履中紀一云去來

去来此云伊弉

●万葉集三卷十

瀧上乃浅野之雉聞去歳
立動良之卒兒等安倍而
搒出辛尓波母之頭氣師

●同一卷二十六才

去来子等早日本邊大伴
乃御津乃濱松待意奴良
武

▲あをすり

●古事記下卷仁德條云

故是口子臣白此御歌之
時大雨尓不避其雨参伏

万葉よ去来兒等を一訓いとこども
又いとやこらといふの古事記中巻
の奇に伊邪古杼母怒毗流都美
迩云云万葉中にいとこともと假名
字書あり新古今をいとこともを
かなりいとやこらとを訓きるを
とをるを

○青摺　○赤紐　○丹摺

古事記下卷仁德條磐之姫皇后の涉

前殿戸者違出後殿戸参
伏後殿戸者違出前戸尓
匍匐進赴跪于近中時水
潦至腰其臣服著紅紐青
摺衣水潦拂赤紐皆寝紅
色

●万葉九ウ九

左丹塗大橋之上從紅赤
裳數十引山藍用摺衣服
直獨伊渡爲兒者云云

●續日本紀三十ウ八云宝亀
元年三月辛卯葛井船津
文武生蔵六氏男女二百
三十人供奉歌垣其服並
著青摺細布衣並紅長紐
男女相並列行徐進云云

●貞観儀式云

左辯官下中務省應行青

うとゝ鳥山をたゝかされ迫て丸迩臣
口子を又たゝかされ口子しさめの
ゆるゝ涉戸のまの産
すゝわをわかるゝを腰ゝいゝゝ
其臣の服るゝあるゝも青ゝゝ
の衣ゝたきてあるゝも紅の色
ハゝのゝゝゝといゝゝ又雄略條下ウ
ゝゝ川ゝ色ゝゝゝ望ゝゝゝ引田
部赤猪子といゝ女八十ゝ及て天皇

摺袍捌佰拾領云云 右供奉[illegible]青摺袍諸司所請如件宜以去八月五日官符所載九百四領之内死之

●同式云贈小齋親王已下及群臣并内侍以下女孺已上青摺衫各一領以上五位不謂男女浅深相副紅染色紐自余結祭及宴會同着如日蔭縵云云

●小野宮年中行事五月競馬條云天皇御武德殿諸衛警蹕侍衛如常無儀服但着青摺云云

●餝抄云

摺様形木文小草掬柳水蔭雉蝶小鳥等之續飯ヲ裹布テ形木ヲ叩テ布ノ面ヲ上ニテ押付テ覆物踏之其後形之上ニ山藍ヲ葉許取集テ摺之木ニテ以墨硯ヲ摺様ニ摺之杉墨吉ト云云 無山藍時用麥葉目波志木云云

●綾小路俊量卿記云

小忌事地白布ワキアケノ如シ薄コヲイレテハルヘシ文ハ後五段ム子スソ二段一身袖ノ付様浄衣ノ如シ云云此本ハ袖ノ付ヲ注セル讃岐典侍日記圖解ヲ大忌小忌とも悉くあるり扣ろうひきそそ知へし

●代始和抄云諸司小忌出納小忌といひてかくのごとく布ヨ青摺しるものをもれをばたく袍のうへよりかけて着するなりいつれも山藍ヨ

の涉前ヨ出ス[illegible]

天皇あつまりて[illegible]

なるとしあるとき花文なく淡色の服ヲ

丹摺の袖をうかせりとえんゆ

同記云又一時天皇登幸葛城山之時

百官人等悉給着紅紐之青摺衣服

こしなるなる悉といふをそをハ摺衣の

[illegible]天皇ハ此時

いつなる服[illegible]欲以前ヨあさ川[illegible]

小幸の時[illegible]奇ヨヤスミシヽワカオホキミノシヽツトアクラニ伊麻シ斯漏多閇能ソテ岐蘇那布多古年良ホアムカキツキ云云此白拷ハ只袖の冠辭なる[illegible]帛御衣なる[illegible]可考履中紀ヨ瑞歯別皇子隼人刺領中ヲ喚テ仲皇子ヲ令殺時瑞歯別の皇子脱錦衣褌與之云云允恭紀ヨ[illegible]サヽラカタニシキ

てきるものなれと臨時祭の舞人の着きるを青摺となりく大嘗會の時ハ小忌といふ小忌青摺大うこそ知れ〳〵ことなれと裁縫のせうかそなるなり

▲あるひも

•栄花物語三十三十七

れいの月なのらしなあ中のものまてあをきにあるひも

なをまあ〳〵うしていそきあるこそかれぬ〳〵くあきこちをつきこちてゆくもそ〳〵

•餝抄云赤紐濃打并蘇芳打也細帖之赤紐長一丈四五尺前ニ濃蘇芳ナル一筋二十二結也後又如此也并四筋仁平三年十一月十九日豊明兼長卿着小忌赤紐着右肩舞人着左依平治秘記云赤紐濃打并蘇芳打也有下繪押貝或只所々押貝計或又羅二祖裼也

用縫物付右手本舞人赤紐者付小忌者付右也手本ノ縫目ノ上ニ付之前自一針貫之有其便

•綾小路俊量卿記云赤紐小忌ノ上ノカタニ右ニ打カクル也カタノ縫目ニトチ付ルナリ前ウシロヘサカル也今度肩ヌキナキ間左ニ可付也中一ムスヒノ下ニ次ヒメヒナリ次五次三也•一赤紐の長ふるよ結ひて下八尺ぞいくい廣さハ三分ふていくい赤蘇芳

ノ紐ともあれを天皇ハ勿論皇子ハ

已よりそこ以ちなりなし武烈紀云日

夜常與宮人沈面于酒以錦繡爲席

衣以綾紈者衆云云是うち宮の乃

つしかのくちを

二筋黒二筋皆板引蝶小鳥をこそ〳〵ぬ〳〵繪ハ書ハや平絹をこそ〳〵れいく〳〵

一赤紐一筋蘇芳打上一筋濃打也二分許廣俄可裁取〳〵条雅計〳〵宗継以今按頗細く折者や不可然歟〳〵不可本頗廣〳〵条又有何事我中將實雅朝臣所用廣サ如此也永享二十一廿一日〳〵〳〵一丈二尺ひろさ四分二ちち一ちち〳〵〳〵

一赤紐二筋をひかさ〳〵二つよ折てあるこ小ハ結ふや長一丈四尺狩濃打一筋蘇芳打一筋廣三分許よ〳〵〳〵ふなよむちふ袖のたをきいよ〳〵ほく蝶小鳥をかく結立二尺七寸〳〵

•新勅撰集九　貫之　ふるゆきの衣の赤紐のなくそこそれそ神よはしるる

▲小すわ　•古事紀下二十五ウ雄略條云赤猪子之泣涙悉濕其所服之丹摺袖云云

▲帛御衣•小野宮年中行事云御服事大小諸神及季冬奉幣諸陵帛衣即位及元正受朝賀衮冕十二章細注云云朔日受朝賀同聽政及受蕃國使表并幣及大小諸會黄櫨染本服二等以上親喪服錫紵外祖父母又同三等以下親及諸臣之喪服除帛衣外用雜色云云又皇后御服事助祭帛衣元正受朝褘衣云云

▲ゆきの紐　•日本紀允恭紀八ウ佐瑳羅餓多爾之枳能臂毛弘等枳舎氣帝阿麻多絆泥受遊多儀比登用能未

•万葉集十六八竹取翁歌云紫之大綾衣墨江之遠里小野之真榛持丹穂之爲衣丹狩錦紐毋縫著云云

•堀河院百首　權大納言公實卿　やとせまてあきの紐をむすひこそ〳〵ぬ〳〵ぬ〳〵ぬ

▲あぐら

・古事記下二十六オ云
又幸行吉野之時留其童女之所即於其家立大御呉床而坐其呉床彈御琴
今為倭舞其嬢子云云

・同記上四十オ云取其矢自其矢穴衝返下者中天若日子寢胡床高胸坂以死云云こゝにて後のよゝいるわゝとそちらしゝよたきるもとゝめこゝよあゝにの移ませるこゝろ

○呉床（あぐら）
古記下六十オ
雄略天皇吉野の童女ゝ家云云
座其御呉床云云上座の意なるゝ

・同記下二十六ノ云和賀淤富岐美能斯志麻都登阿具良尓伊麻志云云

・日本紀雄略巻八ウ施都麿枳能阿娛羅又八麿磨枳能阿娛羅云用明紀ノ於此處踞坐胡床待大連与大連良久而至亭敕報命曰斬逆等訖云云

・源氏物語小蝶巻八云かゝやのさゝゐゝてかのよあゝこゝもをやゝこの云く

・栄花物語世六巻カ云此日御即位ありのゝる人あゝこゝるんゝる稚ゝゝく
あゝゝものゝゝなるゝみゝさるかゝの絵のゝゝちゝて云く

・濱松中納言物語八オ云水のゝとゝよ綿のひゝゝゝあゝゝちゝてゝゝわゝゝゝもゝてゝゝゝ

・和名鈔云文選注云醪敷佐賀阿酒膏也布良

文選南都賦云醪敷徑寸浮蟻如萍李善注云徑寸蓋酒膏之徑寸也云云

良曰酒膏寸布於酒上亦有浮蟻如水萍也云云

・江家次第二巻七云

大臣大饗

於作少納言座小飲謂之御膏南上看之天暦三年依無便宜左右大臣相定停止件事云云中關白道隆御時於細殿有待膏近代一向停止云云

・景行紀十一云筑後國至的邑云云膳夫等遺盞故時

古事記下三重の采女うたあるよのみくらさかせるうたまつ（捧）

宇岐よ宇岐志阿夫（油）良於知那豆佐比云云此あふらは酒といふ後世大臣

大饗よ辨少納言座よ先少しのむ

酒を待油といふなり又和名鈔酒膏佐加阿布良云云景行紀よ筑後國至的邑云云膳夫等遺盞故其處曰浮羽今曰的者訛又筑後風土記云俗語謂酒盞

人号其忘盞處曰浮羽今曰的者訛也昔筑紫俗号盞曰浮羽也

・古事記下三十雄略條云春日之袁杼比賣献大御酒之時天皇歌曰美那曽々久於美能袁登賣太陀理登良須安太陀理斗理加多久斗良勢太陀理斗良須古比者宇岐歌也云云

・古事記下二十九雄略條云美豆多麻宇岐ゑ宇岐志阿夫良於知那豆佐比云云

・万葉三五十牛留鳥名津西来與立居而待監人者云云

・同六三十五海原之遠渡乎遊士之遊乎将見登莫津左比曽来之

・同九三十八暇有者魚津柴比渡向峯之櫻花毛折

為宇枳云云

○おかけさ

なりけさ滞る鮎なる万葉ホ

舟ちる三巻八十又十五十一沖かつをといふ今も

むかしこそ源氏物語なつかしく

□といふなれ□ふる

末思物緒

・新撰字鏡云蹈蹈同他交比後到二反踐也布弥奈豆佐不

・神楽奇炎天々ま〳〵

・源氏桐壺云ひさこちよと拾遺出

▲油漏器

まの部より

▲あ〳〵

・相模集

・新撰六帖

・奥儀抄中中條云

○油漏器の事麻行より出

○あ〳〵

後撰

古歌

必

蝸牛の子

甲

義欤

かつらの中

海の中

後撰集意三

おちくぼ物語一二十云

ことにはみへるやりとあや

しくやしうけすくや

ゆゆ〳〵

ありきこえさせたまへ

・うたかの物語二下後陰條十云

縣居雜録一

二十二

えゝはからもあゝのしるをとそをかも語のはとゝもあそこゝあゝり云く
・宇治拾遺物語十四云舎人をめしてとらはれぬれいもゝ炎わゝるゝしるれともゝれもつくるゝ
ゝぬくゝといしゝれかあゝのそゝをとをゝて云く此辞いつれの文ゝ拠ゝ

▲うゑゝゝさ
・古事記中四十三景行條云
宇美賀由氣波許斯那豆
年意富迦波羅良宇恵具
佐云云

▲うゑゝけ
・万葉十四二十宇恵多氣
能毛登左倍登與美伊低
氐伊奈婆伊豆思年伎氐
可伊毛我奈藝可年

▲うゑこゝあゝき
・万葉十四十三可美都氣
努伊香保乃奴麻尓宇恵
古奈宜可久古非年等夜

○うゑゝゝく
古事記中四十三日本武尊白鳥となりてとゝ
りあふをとゝ追行あふ西に駐
うゝかゆゝハゝゝなしむ拠かゝゝの宇
恵具佐此宇恵具佐ハ植草也即ち
立てあるをとうゑとゝみあゝ拠なり
うゑ竹うゑこゝあゝきをとゝうゑもいま

▲あゝきみ
・おちくほ物語二十九
義光のくあゝきゝちを
ゝゝるあゝ者くゝきのた
ゝうゝきゝわみせあゝ
ゝるゝたゝちくいゝ今のし
てゝちもいくなゝぬゝし
あゝ者くゝ云く
・狩衣二十七云あれわゝ
あゝ者くゝさゝとゝゝのゝ
只一あゝはゝんせさせあゝく
まあやうにゝゝゝ云く

多禰物得米家武

○あゝきみ
崇神紀武埴安彦ゝ軍と泉川あゝく
破ゝゝる時軍卒云云知不得免叩
頭曰我君ゝ
形ゝ時の言ゝ拠のお彼ゝ
入ゝゝゝ詞なゝ源氏ゝ源内侍頭
中将の刀ぬゝゝゝゝゝ住てあゝきみ
といゝる意なゝ

▲波羅爾
・卜部兼永卿本爾字岐ミ
ゆり是をもて物へハ波ゝを
彼の誤カ〳〵しきをもし
へきを

▲いかるか
日本紀廿二十九推古紀云
十二月庚午朔皇太子遊
行於片岡時飢者臥道垂
問姓名而不言皇太子視
之與飲食即脱衣裳覆飢
者而言安臥也則歌之曰
斯那提流箇多烏箇夜摩
爾伊比爾恵豆許夜男屢
多比等阿波禮於夜那斯
爾那礼奈理鶏迩夜佐須
陀氣能枳弥波夜那祇伊
比爾恵豆許夜男留諸能
多比等阿波礼辛未皇太
子遣使令視飢者還来之
曰飢者既死云云

・拾遺集　飢人かゝらをもたゞそいるゝやゐのゐ川の絶ハゝそつゝ大ゐのゝゐかハつそしめ

・太子傳暦云怒鹿之冨小川云云・太子傳見聞記同之延文五年諸草注之重悦云云

・古今集真名序云至如難波津什麚天皇冨小川篇報太子或事闢神異或興入幽玄云云

・一心戒文　太子ノ事アリ此本尋モトムレト不見當依テ

○天命開別天皇
継體紀云天國排開廣庭尊開此云波羅爾也
あり此爾を例ハゝと訓唱とゝゐかさは
ゝゐをを恐らくを志の字ゝ誤るを
ゝ爾ハジの音もあれ濁をんよ用ひ
さゝは例ゐをゝつゝもあれ依之
天命開別天皇もアメミコトハラシワケノ
スヘラミコト訓をゝ継躰の御ゐハ
考ゝゝ天智ゝ御ゐハ天下よ始て
法令を定めたまふ故の御謚号とゐを
○いるかや
用明紀元年正月立穴穂部間人皇女
為皇后是生四男其一曰厩戸皇子頰
耳聡聖德或名豐聡耳法大王或云法主王
後移班鳩云今當麻寺ゝあるゝと
いゝゝ飢人のいるかや爲の小川とゐ
ゝを太子よ答ゐる哥とゐゝ流言ハ今
京の始よ出来しゐるもをゝのを

附録委々載カシ此一心成
文八延暦寺僧光定述作
ナリ
本朝文粹十一ノ序云藤原後
生作奉賀村上天皇四十算和歌序云行基菩薩吟難波津賜婆羅門僧正達摩和尚至
冨小川寺班鳩宮太子云云

なるに
序を用
然るを古今集真名
いるかや

●推古紀四ノ九年春二月皇太子興宮室于班鳩云云
●太子傳見聞記云九年作班鳩宮云云此所ヲ名班鳩村ト事鳩多集此所是佛法弘興之勝
地也先立遥示其相狀仍名班鳩村ト此村被立宮故名班鳩宮ト也又寺ヲ云班鳩寺云云
●延喜六年日本紀竟宴歌云　得聖德太子　中納言従三位兼行左衛門督源朝臣貞恒
以可留可能那美岐乃見也示多天之乃利以未乃散加之支見與介阿不可那
たちなのくらいの天皇なみきのみやふまひろいたるなやなりはるいと
いるるこれなるきのみやよさてのりいのめさうふるあつ
いるかりしは云々
いつくしは
●万葉四十七　大原之此市柴乃何時鹿跡吾念妹介今夜相有香嘗
●同八五十五オ天霧之雪毛零奴可灼然山五柴爾零巻乎特見
●袖中抄十七オ十三云五柴ハ五の柴ハ五のいろ〳〵人のあるさんとそ〳〵ものゝ顕昭云
いろ〳〵ハ道のなりけり世俗ハいろ
柴兼〳〵ものゝ是ハ天ハ
のこの市柴のいろ〳〵ものゝ

分為而誓願賜彼云云
●とよとみと　●天慶六年日本紀竟宴云
佐支珥保敷波奈乎者於幾豆登与止美己萬津尓者見萬須伊呂那加利介里
ものゝ
▲いつくしは

○五柴
万葉十一巻四十道邊乃五柴
音なりの用明紀ハ舎人迹見赤檮と
いつくしはありて注ハ赤檮此云伊知比
しるもいつくしるなる
五柴と書
と書る類いとおゝ

みのよろひあくるも今のいにしへ〜ハいにしへ〜ことゝも
▲あらきをゝ〜 万葉十一二十 小豆奈久何狂言今更小童言為老人二四手

▲稲城

●古事記中二十七 崇仁記云
興軍擊沙本毗古王之時
其王作稲城以待戦云云

●東雅云崇仁天皇紀ハ皇
后兄狹穂彦王反して稲
城ハ據られ〜といふるゝみ
えて積稲作城其堅不可
破此謂稲城いなゝきもさ
ゝるなり云〜成武天皇紀ハ
縣邑置首亦縣邑置稲城
とみえ〜則ちいなゝきの稲城
といふるゝ祖稲を蓄積所るれい塹を穿垣を築ゝて盗賊水火のうれゝ狹穂
彦王の據られ〜不其制のごとくなれい其代よりきつり〜ゝをとゝ後ハ漢字
を得て其事をもるゝよ及て置と城と其字を讀むゝ平義もゝるゝれを城の
字を借用し〜ゝよりて遂ハ積稲作城ゝ説をゝるゝ云〜

○稲城

日本紀ハ二所出宅ゝ所ハ稲を集つ
て作るゝを後ハ崇峻紀ハ大連の築稲
城而戦とゝを城をいるゝとゝ
通号ゝ所ゝの事を今按ゝ
白石の作ゝ東雅の説ハ〜

▲束髮

●日本紀神代上二十六 一書云
素戔嗚尊含其左髻所纏
五百箇統之瓊而著於左
手掌中便化生男矣則称
之曰正哉吾勝故名之曰
勝速日天忍穂耳尊復含
右髻之瓊着於右手掌中
化生天穂日命云云

●神功紀三云皇后還詣糧
日浦解髮臨海曰吾被神
祇之教賴皇祖之靈浮渉
滄海躬欲西征是以今頭
濯海水若有驗者髮自分
為兩即入海洗之髮自分
也便結分髮而為髻云云
吾婦女之加以不肖然曾
假男狭強起雄略上蒙神

○角子 ○束髮

崇峻紀云厩戸皇子束髮於額七才
束髮於額十七八間
分為角子今亦然之
熊襲を討ゝ〜ゝ此時十六歲ゝ
十七八ゝ及ハ奴とゝ
男の髮ハ額ゝ二所ゝ
仍て此皇子ゝ童ゝ十六ゝ
ゝ神代紀二十六ゝ神功紀四才ゝ
かくゝし日本武尊
狹ゝ
ゝ不及と
ゝ
ゝ
ゝ

祇之靈云云

・古事記中二十 景行記云
當此之時其御髮結額也尒小碓命給其姨倭比賣命之御衣御裳以劔納于御懷而幸行云云

▲ひさこそれ　・權記行成卿記正暦四年七月七日條云相模召合事時刻出御仁壽殿依天曆
十年例被行之御簾懸東擔東擔候御几帳外是誤也可候内云云無立合并樂奏瓠花又無云云

・江家次第八巻相模召合條云右方擬近奏不下時称府補近衛直進着追反為負勝方奏瓠等
華並劔衣等称肖物令具於次番奏瓠等落時雖勝方風吹入於階下者不所之不吹入時相模
長一人進取之云云

ら〇ハ志〇〇〇

邊ニテ生レタリケレハ産神
ニ御ストテ二月初午ノ日稲
荷ニ參ラムトテ大和ヨリ
京ニノホリテ云〻

産の時其氏神の社にまうでて産屋に
散ことあるに梅宮よりまる砂是なり
[illegible]と本宮先祖より[illegible]地とも
[illegible]

●壒囊抄八ニ十云當時者所生ノ神ヲ云カ武ハ本居ト書或ハ産所ト書又宇夫須那共書ナリ風土記云尾州葉栗郡宇夫須那社アリ盧入姫誕生産屋ノ地也故有此号ト云云盧入姫ハ景行天皇ノ御宇人也又強ノ神心ナケレ共只所生ウフスナトイフ也日本紀ニハ本居ト書テウフスナト讀ム本アリシ所ヲ云義也又推古天皇ノ御宇阿曇連阿部臣カ申タル辞ニ葛城縣ハ僕カ本ノ産生也ト侍リ是等ニハ神ノ心不見

●走衆故實云天文五年十一月廿八日義燈公若君様御ら[illegible]恭還御ハて各御太刀ある云〻後〻ハ神の[illegible]ものゆ成りて〻産土さしてうまれとりすまるこれ今のゆ産土の神をさして氏神とハ誤なり産土の神をいふまでもなれ共一氏〻の氏の大神をそなへいはめ藤原家まて第の四春日大明神是氏の[illegible]氏神ら[illegible]

●平治物語下頼朝卿流罪の所ゆ安房国佐殿せこの[illegible]

とのこまかにきよまりてハいくしゅうんすんとませともうぶ神ゆいまさんハ行[illegible]
平家ものがたりてハいくしゅうんすんとませともうぶ神ゆいまさんハ行[illegible]
[illegible]

▲産やゆ砂をとらるゝ事

●梅宮社記云抑當社明神者人皇五十二代嵯峨帝后檀林皇后廟也當時嵯峨帝其志常以黎民如子也故天下版之如望市之賣國中服之似水流下也雖然帝以無太子誕生而妻々不樂因茲被祈上下神祇之中殊被祭木花開耶姫也一夜三更之比忽有一子昔一夜有身遂生四柱□而無恙汝是誰之女子乎耶對云妾是大山祇之神兒木花開耶姫也神代畢夢覺厥後檀林已有娠于時皇后云吾當産之時必産室敷清砂也皇后其上生兒端生矣帝抱攸喜無有限依斯今民家欲産者當社砂敷産婦之下者蓋此神遺法也云云

▲うたしごろ

●源氏物語葵巻ニ云六條の御息所葵のうへのやりのけとなりて如[illegible]云〻[illegible]

○うたしごろ
顕心 四十一ウ 後心
おもふ[illegible]の語ゆ中納言[illegible]の猶[illegible]と子の越前[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

・壒囊抄十一ノ十云常訪ニ亡者至三月不終訪ト云ハ何事ソ成三月爲亡者不致終善ト云ハ四十九日ヲ過サンカ爲也ト云ヘリ全三月ニカヽハリ事ヲ忌ニアラス尤以辟易ナリイカニモ四十九日ノ日數ヲ不引上慇懃ニ終善ヲ可勤事也五旬過レハ意慕ノ心緩怠勤終ノ儀モ疎略ナル故ト云云

園大暦公實公記文治二年條云一四十九日夜渡御他所事渡御近衛殿不可有子細哉凡五旬以後御座所不可及沙汰御神事之外不可憚御座所欲可被往御意欲云云

ほ〳〵なる云〻

素よ令條よ父母の喪の解官し

て假といひ事をなし後の

五十日あるく服ぬぎ給ふを三十日

あるく先一きはに忌たる服な

ほ〳〵あるや此物語の源氏

物語ようとも若の物語〻天暦

朱雀村上崩御時の事に作る

しとゝんの平たちあるく〻

源氏若紫巻九ノ十云ほのあり若紫を今はまして〻ゆゑなほつ〻なる〻しあけくれなる先後る所よりこしあんかくてのゝ〻のおのゝ考こまかさりのとのこまゝ少納言詞ハ実も思ひしるなりとまゝ

すんあれこの四十九日もくしてやをとゝ〻るときこゆれハ云くかくありて二條院へうつしまことの乃もちゐハあ〻ひとうつせあひても狩衣のうへハ素服ときあつ〻もゝ〻なれを居所ハあ〻うつてもの喪をあ〻ひて必ゝ〻るを事長此事あく〻ゆ〻しさて

此條又二卷の四十九日とある條よりの考〻のうきよなる〻きことをのせ置とい〻とあ〻ゝ狩衣ゝ〻ちゝ〻るゝやもあ〻ハ追て考〻附録よくハしくゆゝん

かく父母の喪なりとかゝくなりあ

[illegible]の事の[illegible]定やもうをゆゝ

を四ふ〻しかの三年ゝ喪を

強ことなれを成人なし〻皇朝乃

一周の喪ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻

物をゝ〻程なるをありやをし

物もくさめてゝ〻程ゝなる事

のゝいりゝ〻ゝらぬ世中を

•海人藻芥云忌中三十五日以前籠僧他所（出）（カラス他所ノ人モ内（入）（カラス於門前）令対面也三十五日以後ハ自他出入無子細也云云

▲假の事　•令義解九假寧令云凡職事官遭父母喪並解官謂選叙令職事官懸經百廿日及縁親患假満二百日者並解官其番官本司判解准此言之分番遭父母及餘親喪者解官並給假並同職事其養子於本生亦解官也　自餘謂非重喪者皆給假夫及祖父母養父母外祖父母卅日三月服廿日一月服十日七日服三日云云

▲一周の喪事　•小野宮年中行事云喪葬令云凡服紀者為君義云謂父母夫本主義云謂本主謂其文学家令等不出此限一年祖父母養父母五月云云

•寶物集一四才　源有房中将　為れると一とせとはりんうしなりてうきみなりうし

▲かゝの三年の喪　•禮記喪服四制云始死三日不怠三月不解期悲哀三年憂思之殺也聖人因殺以制節此喪之所以三年一　•語云子生三年然後免於父母之懐夫三年之喪天下之通喪也

▲うしとき

•古事記上四才云汝宇之波祢流此五字以音葦原中國者我御子之所知国言依賜故汝心如何云云

•万葉五三十六才宇奈原能邊爾母奥爾毛神豆麻理宇志備吉伊麻須諸能大御

○うしとき

古事記あるかゝいてゝぬ張ゐ

よひ義なり延佳ういはうしゝ

ゝの義なりてうきを張とい

神等船舶道引麻志遠云云

•同九二十此山乎半掃神之從来不禁事叙云云又十七巻三十十九巻三十六ウ

•延喜式遷却崇神祝詞云清地ホ遷出坐氐吾地止宇須波岐坐止云云

▲ゝ

•万葉五二十六才阿我晨斯能美多麻多麻比豆波留佐良婆奈良能美夜故爾咩佐宜多麻波祢

▲をり

•今昔物語廿八十云□天皇□ノトイフ者アリケリ年来受領ニシテ官モ不成ヲ沈ミ居タリケル程ニ辛クシテ尾張寺ニ被成タリケレハ喜

未穂俊のゝる所を考へ見し丹波の道主命と紀よあるを古事記よ

みゝの宇志命と書しかを主もう

といみ事知へし三熊のゝをの

うしゝも是なり

○をはる

古事記上八ウ香具土を斬云云所斬之刀名謂天之尾羽張云云是を畧して尾

ヒナカラ任國ニイソキ下リ多リ
ケルニ國ミナホロヒテ田畠ツク
ルコモ露ナカリケレハ此守本
ヨリ心直クシテ身ノ辨ナトモ
有ケレハ前々ノ國ヲモヨク政
ケレハ此國ニ始テ下テ後國ノ
ヲヨク政ラレケレハ國々國ニミ福シ
テ隣ノ國ノ百姓雲ノ如ク集リ
来テ岳山トモ不云田畠ニ崩シ
作ケレハ二年カラヲヨキ國ニ成ニケ
リ然レハ天皇モ是ヲ聞シロシテ尾
張國ノ前司ニ被モテ無下ニ弊ト
聞召ニ此任二年ニ成ルニ吉
福シタナレトテ被仰ケレハ上
達部モ世ノ人モ尾張吉キ國ニ成タリトソ讃ニケル然テ三年ト云年五節被宛ケリ云々

・和名鈔云河内國安宿郡尾張信濃国水内郡尾張部乎波・上野国緑野郡尾張備前
國邑久郡尾張利八等ノ名アリ考ヘアハスヘシ信濃国尾張部ニテ堀イタセル碑尾張姓
靈神云云アリ此考ヘニヨシアリ附録ニ出ス

▲あひりゝ　古事記中巻云通比婆理都久波袁須疑豆伊久用加泥都流云云

張の國とふなる欤又小墾の美欤此國
とと山藪のと多くなるとを某の守ら
いとしきしてまとしき者物語
ゐ節所の事よりたて後ちさへ
いつしかを古へ多くなるとも小墾
といふ多くなるや諸國ら新墾今墾をと

・和名鈔云河内国若江郡新治常陸国新治郡通比波里同郡ら新治
▲今ちり　・和名鈔云上野国山田郡真張萬波利按真張ハ今張ノ略欤
・万葉十四社信濃道者伊麻能波里美知可里婆祢尓安思布麻之乎奈久都婆氣和
加世云云此奇ニテ真張ハ今張ナルヿ思ハル
・尾張ハ智多郡のかゝ（その出るる国あれハ者こゝに出しくんと谷川士清ういれら
ふかゝん考へ会也）

▲一種物
・小右記寛賢公記永観三三月四日條
云晩景泰院右大臣左右
將軍三位中將等各遣取
一種物頻有盃酒事同月
廿日殿上人各出一種物
飲食・寛弘二五十尾張
寺中清云昨日於左府
被相議云十三日殿上人
各随身一種物可泰會書出
以蔵人經道朝臣為行事云云

○一種物

法興院兼家公

續古事談云大入道殿摂政ら御り
ら時法住寺のおとゝ多くら上達部一種ものを
兼家公弟公季公
閑院大納言ハ銀の鯉の腹の中に
海鼠腸の又鯉の子とつけるをいふ
こあるを折櫃ていれくいれ

・権記（行成卿記）寛弘六年十月四日條云於若宮御方人々出一種物云云即泰至暮左丞相以下衆舟給予依遠路帰□云云

・春記（資房卿記）長暦三年十月廿五日條云今日錢宇佐使日也云云殿上居饗膳是近江守隆佐朝臣所儲也先日書廻文可出一種物之由所催仰也但隆佐朝臣被宛飯也仍皆儲之例也他人不必出云云又内蔵寮儲便前饌机二脚也主殿女官帰之立小臺盤上方是又例事也此間入秉燭右頭中将以下侍臣十餘輩泰候着件饗蔵人迦以勧盃數巡之後聊有朗詠雑藝等是又例事也及亥時各分散

・中右記（宗忠公記）寛治二年二月九日今日有殿上一種物興云云

・百練抄云保延四年十月廿九日殿上一種物

・帝王編年記云保延四年十月廿八日殿上一種物事云云

・著聞集十六飲食部云保延六年十月十二日白河仙洞ノ行幸の時法前ノ盃酌あり々衆家

まてる小一條の大将（斉時）ハ銀の鮨鮎孔
桶ノあゆ少ク折櫃ノ入テ云々人孔
禄隨身のこしさしまてあしらひ
右大臣ハ馬のはなをあらく
出あしらひ

・成卿右衛門督ノ侍ハ色丁ノ鯉をかの卿のまくらもとにおきけり徳大寺左大臣大将ノ侍ハ色丁ノ鯉をあるに殿上人奏せられけるに主上わらはせおしてすあるをまいりあるに殿上人まいりある群臣興ノ入ル目をすまいりある云々

・續古事談六巻四十六オ右大臣公季公のもとにつかふる藏人の頭ノ所ノ殿上の一種物ノ日記のうしろにつゝ日記きてはしりあるをとりてあらきことをかきたるをかきうつす

・墨囊抄二十六オ云イツスモノト云ハ何事ソ常ニ鳥目廿文ノ厚サ一寸アル故廿文各出スヲ一寸物ト云リ甚下賤ノ僻事ナリ一種物ナルヘシ一種物ト云事朝庭古来ノ詞也喩ヘハ各一種ノ物ヲ隨身シテ殿上ニ於テ興宴スル也此事昔ハ常ニ院宮ニ於テ有ケル也サレハ續古事談ニモ殿上ノ一種物ハ常ノ事ナレトモ久シク絶タルニ崇徳院ノ末方頭中将公能朝臣絶タルヲ継廢タルヲ興シテ神無月ノ頃殿上ノ一種物アリケルサルヘキ受領モ無リケルニヤ藏司ニ仰テ殿上ニ物ヲスヱサセテ小庭ニ打扳ヲ敷テ火ヲ生ス人々酒有ヲ具シテ泰殿上ニ着又頭中将ノ一種物者ハヘクリヲ籠ニ入テ薄様ヲタヽミテ紅葉ヲ結テカサシタリ蛤ノ中ニハ薫物ヲ入タリ瀧口是ヲ取テ殿上ノ口ニテ進主殿司傳取テ大盤ニ置頭中将取テ人々ニ賦ラレタリ異人々ハ多ク雉子ヲ出セリ主殿司取テ立蔀ニ寄タリ信濃守親隆大鯉ヲ出セリ色丁ノ座ニ置テ御厨子所ノ預リ久長ヲ召テトカセントスルニ其事ニ不堪トテキラス云々（續古事談一終文有少違）續古事談ハ我友北慎言の注いと委しく故よ翁の此雑録ヨリ引用ひしるされ多くなれとなをつくよ補義もるのみなり

慎言々注本をしるきこんよハ殘る限なく續古事談をうつらぬ〳〵

▲あやらぬの上下

・山槐記忠親公記 治承三年三月三日條云今日宇治一切經會也殿下并北政所令入給云云藏人五位六人爲前駈御隨身左府生下毛野師武葛麭塵右府生同故景唐紙地青文蘇芳狩袴貲袴褶之左番長同□守白葛上下褶之右番長中臣種友卿上下甘被檢非違使仲頼朝臣在御車後云云此文不審之一得全本可考合

・續本朝雜抄云實躬卿記云永仁七年正月廿三日八幡御幸條云舞人十人

○綾葛上下

續古事談

同云 松殿の時宇治にて和奇會あるに人〳〵道〻しるべ〻宇治にて水干裝束を着あるに清輔朝臣なる人にてあやらぬの上下を着たり云〻和歌れの上下連歌あり〻むし季經あり

傍注 綾葛の上下

ふしをたてぬさよふる人なれいと

人長久清上下 同青褶負

胡籙供奉云云

・宇治拾遺物語十二二十五ウ云釣殿よ番のものの弱くりそれハ夜中ゆうにかそ〻とあるてうして此男うかやをとそとく〻をてくりをひつ〻と引ひいて太刀を拔てかくてあく〻はそ〻そうくれハ浅黄の上下着たりける男のことの外よそのれ〻けるうへ引もきこえれむ〻〻のすそ〻〻〻〻〻云〻按ふ〻にある綾葛といふこ〻ハ此外のみよりそ〻みあ〻〻ねと引ふ〻葛袴よあやあるといふを也・平家物語八巻十七云平大納言時忠卿ひと〻〻のひ〻〻もよいろ葛の袴たてをほ〻〻〻〻〻

▲朝臣

・神功紀十二寄云伊装阿藝伊佐智須區爾多摩扶波屢于知能應永本兼阿曾餓勾夫苑智能伊多氏於破孺破云云又仁德二十九モ見由仁德條宇知能阿曾云云

・天武紀下三十九オ云十一月戊申朔大三輪君大春日臣云云凡五十二氏賜姓曰朝臣

・續日本紀卅二巻五オ云宝亀四年五月辛巳云云又其天下氏姓青衣爲采女耳中阿曾美爲朝臣是尼爲宿祢諸如此類不必從古

・万葉十六二オ佛造真朱不足者水渟池田乃阿曾我鼻上乎穿禮

・八穂蓼乎穂積乃阿曾我腹草乎可禮 又平郡乃阿曾云云

・三内口決云二光院内府記姓朝臣事 源朝臣藤原朝臣と書載仆ハ位署と書ハ云事 仆壁ハ法楽ヨ冬日同侍太神宮社檀詠百首正四位下右近衛中将源朝臣具房此類仆面向之時ハ姓尸書我仆内々時ハ一向以略儀位と尸と除仆又名字朝臣ハ四位雲客之時如此仆是ハ人ハ書之自ハ不書之

・恵京集云ある人のうハ〳〵よいそ〳〵せうよりはるるよいひやるあをハるかものうハ〳〵云くかへ〳〵

・万葉類林云私記云帝王相親之詞也言我身隨添之臣也アレニソフカミノ君云

▲寄自讃

・續古事談云頼綱ハ弘のくちよりそへ〳〵ゆるせりつかもとのかはらんあらはらはけさせうう後頼とゆ人の少将ゆりる時頼綱うのひるゆ少将為〳〵寄らまと〳〵かさは頼綱と供せさせ

○あのうへん

続古事談

同一の巻よ爲仲のあつうへんと書るれハ此

頃をあつうへんと唱へ〳〵ある〳〵ちちあ

うへんと唱へ〳〵ある朝臣ハあさ〳〵ちちさ

まて親こあるいつをかゝるてあのしを天武天皇の十三年ヨ

なの反りそなしそあそといひいきちち

名臣の二字をかせれしまり抑れハあそをはすーまをうつ

にしひみねるこいの横顔ハ躰の上下よある

きてあさ〳〵ちのこと〳〵さてちのさ〳〵のつめをなれハあをみといふ

はのそをるて唱へる訓あてをとはる

るををみをとをて唱へる例あるよあうんと唱へるうて今

てあうへんと唱へる上をとあつをとをめて

ゆハ引りをあつうへんのつハ是も書役よてつをているなり時く

いつよ不及事なの是ハ〳〵今こう

○寄自讃

続古事談 頼通公の弟頼宗公

同書ヨ堀川右大臣宇治殿の御前よて

和寄の事ハ是ハ殿のうへ〳〵めさ

頼宗うて知て仆れとてうへ〳〵さを扇よて

[illegible]

たてうれしとは宇治殿うしろまへより
[illegible]自讃してあらぬ事
[illegible]
[illegible]自讃はあるべき事なりしかも
[illegible]
[illegible]大成の上にそは自讃
[illegible]
[illegible]
[illegible]

●無名抄下ノ云 後成自讃事 後恵云五條三位入道のまうしてこそ序は四詠の中より
ハ行れをすゑ[illegible]と[illegible]人ハ[illegible]
うけ給はるんと[illegible]
[illegible]
[illegible]

▲赤きぬ

・景行紀五云於是武諸木等先誘麻剥之後仍賜赤衣褌及種々奇物云云

・長秋記 記時卿 永久元年正月十六日太政大臣大饗條云藏人兵衛尉為忠参仕 青色袍紅下襲萌木袴黒半臂細鉸小舎人二人著衣冠相具季則宗行所下部二人著赤衣一人持蘓一人持茸栗先行方八寸計折櫃各數立紙折櫃蘓四口茸栗十籠有大小居高坏云云

・枕草紙九二十云いつくしうまはりよりこそ社のうとより赤きぬをきるものとも

○赤きぬ

栄花物語音樂巻ニ此ものゝる人くゝ

ゝうするなどよ清まへちうまゝ

そうしを撿非違使の別當宗輔

をやゝゝうれ少ゝのけさせよ

とのゝまはそれあらきぬなるもの

そゝいてきて弓杖ゝてたらちよ

うそはとうあけのゝしる

ひとゝ云云

・諏方大明神繪詞云正月一日荒玉社若宮の宝前を拜して祝以下神官氏人皆衣服をゝゝて参詣を云云一二鳥居の間よりは騎馬の行列次第を守りて連々ゝゝ先五宮乃伶衣次小神使六人赤衣次大祝束帯後騎氏人水干云云

▲撿非違使 ・園太暦廿三巻云撿非違使兼和元年正月廿七日参議従四位上文屋秋津始之元右近中將四月辛巳轉左近云云

▲いしなとり

・拾遺集雜賀

東宮の五十なとりのいしゝ

くれハ三十一をつゝそひとつ

よひとりをゝきてまゝる

らせくるけむさハひろひ

もかへんされものりれをか

くるよハひいくゝそ

・玄々集 馬内侍

いしなとりのりを中宮よ

栄花物語月宴巻ニ

ゝゝ

ゝゝ物語やをて日をとハ亦ゝよ

ゝゝ碁をくろくうせへんを

ゝゝをせさせて清らゝ

[illegible]
皇の[illegible]人の[illegible]の[illegible]
[illegible]

・散木奇詩集祝部

伊勢の齋宮より侍とりて
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

・太子傳玉林抄十五云

定圓法印天下無双明匠
付當寺宝物其序云云　石ナトリ
コトシアメレトヤナシ

・翁のいく〻女房二人なて手の甲よ石を二つ[illegible]
[illegible]

云云拾遺集[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

立 捺 聚 點 跨 夾 拨 巖 勒 撲 征 持 綫 鬆 槃 等也

・同抄云 碁局作ル法高六寸長一尺廣サ一尺三寸八分一目ノ分七分ニシテ一年ヲ表テ三百六十目ヲ盛リ九曜ヲ像リテ九ノ聖アリ目アリ晝夜ニ擬メ黑白各三百六十石アリ

・圍碁口傳 碁聖式取要載之正治元年六月日注玄尊云云 局法長一尺四寸八分 廣一尺四寸 高六寸二分 木厚三寸四分 足高三寸二分

・東大寺勅封藏開撿目錄云

一合 納瑠璃大壷一口同小壷一口雙六枰一枚 圍碁枰一枚

北厨子一脚納云云圍碁一筒 白黑琴緒一筋

一合 納里葛靭等 切目圍碁枰一脚

一合 納犀角一雙 圍碁枰一脚云云在錦覆蓋

・東大寺所藏亀形局圖

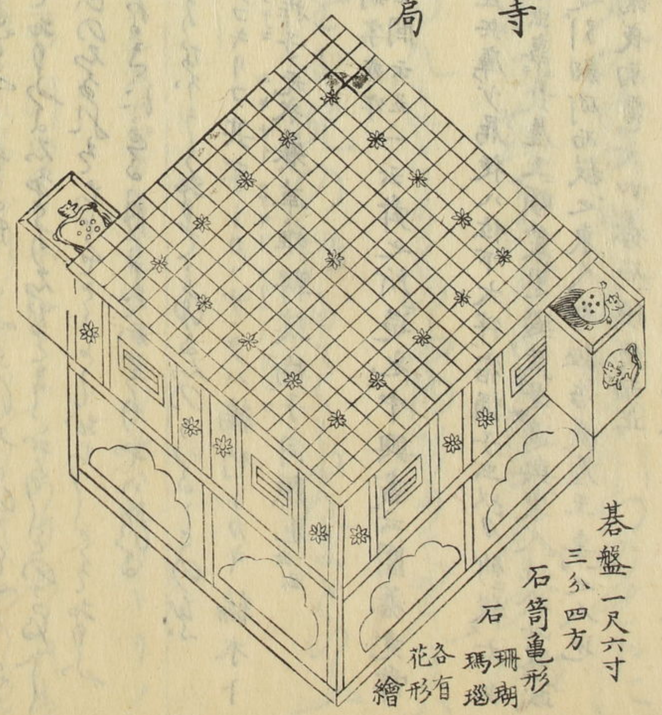

▲雙六

・日本紀持統紀十二云三年十一月己酉朔丙辰禁雙六

・續日本紀十九卷十云天平勝宝六年冬十月乙亥勅官人百姓不畏憲法私聚徒衆任意雙六至於遥迷子不順父終亡家業亦虧孝道因茲仰京畿内七道諸國固令禁斷

・万葉集十六十七 一二之目耳不在五六三四左倍有雙六乃佐叡

・遊仙窟云雙六

・壒囊抄一二十一ウ 双六名目 相見 品怨 扣子 平簧 乞出 入波 揉居 立入 袖隱 透箇要筒

又局四季ニ表テ厚四寸八方ニ表テ廣サ八寸十二月ニ當テ長一尺二ヌ竪目ニ十二目盛リ天地人ノ三才ニ像リテ横ニ三段ヲ分テ陰陽ノ儀ニ擬ヘテ内外ノ二陣成シ一月ヲ司トリテ黑白卅石アリ日月ニ擬メニツノ簧アリ須弥三十三天ニ表テ筒ノ竹ヲ三寸三分ニ切ル是日月行道ヲ隱ス故也是ヲ工ノ口傳ニハ局ハ簧目ヲ作ルト云則畳六以テ長ケヲ一尺二寸ニ三四四ヲ以テ廣サヲ八寸ニシ重二ヲ以厚サヲ四寸ニスト云共當時ノ局ハアツサ六寸アルナリ加様ノ事ハ古軈ノ改ルコソ無念ニ侍レ

・へんつき

・清少納言四八云 ものさもよ火ちくくうもそさーつくしてへむそそつくーこ云云

・源氏葵卷四十五ウ云 つれ〳〵なるまゝにたくはへたる琴をかきならしてあそびすさみ給ふ 碁うちなどもあるまじくやつれたる姫の様ふ云 此君ならでもてあそぶ琴なくて碁うち

▲万葉撰

●古今集雑下

貞観御時万葉ハいつくにかくれにたりとなんとひとのいひけるを

ほんやのあるじやもの

神無月のつごもりの日なりけるに

あるほうしのもののたまへるを

●権記云長保三年五月廿八日己亥故民部卿在世日被送續色紙一巻請書古萬葉集仍書之云云

●源氏物語梅枝巻十七云

嵯峨帝の古万葉と撰ひ給ふ四巻延喜御門古今歌集かゝのあさましきを紙をつきて物のしるしのきはのこゝろ

○万葉撰

栄花十三ウ

高野の女帝の御代天平勝寶五年の左大臣橘卿諸兄諸卿大夫等集めて万葉集撰ませ給云云

按ず貞観の御時に高野の女帝の御代の万葉集何の語ぞ書るる浮説なり万葉の様数の序説云く

●栄花物語十九九一品の宮

の序云云

●源順集ハ應和元年七月十一日ぬつるる子をもてあひて同じ年の八月六日又いつくよりなるものをもてあひて無常のはてをひとしくなれくはるかなりしの後ふるに古万葉集乃中ハ沙弥満誓ハあるを引ものの中ハ何はたとへんといへることをとりてかりにおきてあるを奇云く奇あり

人の撰も又ハ家集も今本ハ混せり初一二の巻ハ古き撰なれども諸兄公の撰なるべし三より下ハ家持卿の家集なり其外家々の集ともなり又十一十二十三ハ古歌集よりて別なり是ハ一二ハ續て集められしものや巻十四の東歌ハ集なり是も右の十一二三ハ同じ東奇も巻

二十あるを家持卿の集なり世中にく知
人なく○古今歌集の序に万葉とは大よ
違へれど是も後の一斛なれば[illegible]
あり序を唐の文躰にまねび惣てから
文の心を用ひられて皇朝の古へ
よ違ひ[illegible]多く誤りも多くれど是ハ
平後よりくるる人なりあるの□の
詞をも□ハ白とするなりし

●帙双紙云万葉集和歌四千三百三十三号此中長歌二百九十九首但本之不同難用定数

撰者或ハ称橘諸兄或家持件大臣宝字元年薨卒云云彼集桓武之撰ナラハ相違家持延暦四年謀反薨去云云其以前遷都造営之間撰歌之條有疑彌可謂聖武撰抑或人云世續物語ハ万葉集ハ高野御時諸兄大臣奉之撰云云高野孝謙也然者叶愚儀欤但引見彼書之後可左右此集末代之人称古万葉集源順集ニモ古万葉之中ニト云事アリ是ハ新撰万葉集ハ延喜御時抄出之ヲ云云在稀云云而後綱朝臣法成寺宝蔵ヲ申出書寫之其後顕綱朝臣又書寫自此以来多流布ノ

今在諸家云云

●帙双紙残篇云江記云俊兼曰先年故土御門右府大納言時寄合棟仲為講師而有露被□由歌歌方難之棟仲當座称古万葉集讀出證歌一首云云右府後日被感予曰當座讀宜歌之旨雖似棟□至虚言者於□無便事也云云

●續[illegible]十五云[illegible]の古代人[illegible]ついてよみさんとて万葉をいつもれば法皆[illegible]ことをそれとのみ[illegible]ハ古今よ弥年月[illegible]古今の序よりかの[illegible]ん時[illegible]柿本人麿[illegible]奇のしるしとなるとあるにつの人まろかの法師[illegible]万葉集つく[illegible]時代と[illegible]百[illegible]万葉集[illegible]大内の[illegible]論ありあハせて考へ知へし

●古今童蒙抄兼良云[illegible]ありさきの奇を集てなん万葉集となりそ[illegible]真名序云昔平城天子勅侍臣令撰万葉集抑貞観御時万葉ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

時代のものハむ〻〻より人の論をるもの也

●八雲抄二ノ十 万葉集廿巻 四千三百十五首 長歌二百五十首此内也但万葉集有両説奥五十首或無 ●又同集ニ万葉 奈良天皇御宇橘諸兄左大臣撰之 子細雖多不決之

●閨中抄云 ●万葉集廿巻歌数四千三百九十六首吾朝五十一代平城天皇御宇大同元年丙戌井手左大臣諸兄公奏せらるる以来八百三年この外万時抄遊学往来等ともあれ

とゝ〻ゝ抄の〻〻〻

てゝかゝる古今のよし云々
後世人按ずるに
嘉風のかきてとせんと按ずるに
のゝかゝくゝめせり

●俗双紙云　後撰和哥千三百九十六首天暦五年十月十日詔坂上望城源順紀時文大中臣能宣清原元輔等於昭陽舍令讀解万葉集之次令撰云云
号梨壺一条摂政為蔵人五人也
少将之時為此所之別當
有奉行文于時有平兼盛而不入此中不審云云此集未定ニテ止之仍無四計但
證本ハ朱雀院塗籠本又
青表紙云云　是ハ紀永本也

●八雲抄二三十ウ

古今和哥集を貫之序をいとをかしうかきて
はなはだ博覧の人にて後撰和哥をもさやうに
如何めいれとられたる所の貫之の落文
の上手なれとも古へをしたひ今を恥て行
すゑをもとめてはるかに千載をへたる人なくて
いまのそさやう歌をよみ人なくて
はをしくおとめいれの
案るに是いとおかしきなり今とて
その根を序よくしてかくのごとくかの後

後撰　天暦五年十月十五日奉勅
於梨壺　和万葉集
以蔵人少将伊尹為和歌所別當和歌所根元是也
能宣　元輔　順　時文
望城撰之

●同抄三十ウ云　後撰不入万葉古今青但誤共入人
當帝御製不知ゝ人ゝ
ゝかけり人名或童名異
名等也但俊成説ニモ如古
今風不可替云云

▲菊のちる
●類聚國史七十五巻　二孟旬餘

撰始の勅のゆへ後撰奉行文もありて定め
なれとも孫たちのあれはまてあれ再の吟味
をこそせさるまゝ傳をなくしてよりて
甚誤まる事多し然れ序を書よ
及ひてその事止しなや又所の順をと
かゝ事を学しられと皇朝のゆへ
ふりにたるをもとめしをもて序をえらと
ぬゆへとあるへし

○菊をちるとのむ類

延暦十六年十月癸亥曲宴酒酣皇帝歌曰己乃己呂乃志具禮乃阿米ホ菊乃波奈知利曽之奴倍岐阿多良蘇乃香乎　賜五位以上衣服戊酉曲宴賜侍臣物有差

•大和物語三云在中将丈さいの宮うの菊めしられしてまゐりついてよろしう色ハ秋のさかりやさくさんかなてしこ　八雲抄三三十五ウ　後撰よみてしこの花ちりすぎぬるとのたまはせしかハ　既古今集ニ出ル

•十訓抄云　菊散一　叢金ト云題ニテ　紀納言　廉士路遠疑不拾道家烟裏誤應焼

▲恰勤

•孝課令四巻二十才　恰勤匪懈者為一善謂恰敬也畫夜為奏事通霄伏閤巫馬夜政戴星居官之類恰勤也

•玉葉云嘉禎三年正月十四日條云女房御方恰勤

万八瞿麥者咲而落去常人者雖言云云

あのなそ〳〵つゝも志ほをたくものかゝ

花の詞ハよ敷とをいへりきくも

いとをりをと嫌あるゝむ

○恰勤

孝課令よりある此文字を勤孔字なり

三代格よ諸郡司中撰恰勤者とあり

侍五人今夜進名薄於大臣殿高嗣内々村藤書畢各別之条無便宜仍如此云云

•十訓抄云粟田左大臣在衡ハ才覚強よ人よりすぐれたまへるに御門のたまはせけるハかなしけれあきらかにしられたり云々又明暮の恰勤餘人よすぐれたり云々

•古事談云在衡大臣才覚雖非絶倫主上毎有勅必明申云云是毎参内入車之書一帙於途中見之勅巻之事必今日所見之事也主上深思召才覚由緒者之由愬ヲ夙夜恰勤超倫云云

•宇治拾遺物語一二十五才今昔利仁の将軍ちゝうとりる時その時の一の人の恰勤しているに四月大餐せられるよりのみを大饗ハてくとうをといふものをきゝていてをしてを大餐のゆゑ〳〵ものをとりて給仕〳〵する恰勤のものゝ云々

•古今著聞十六二十云順徳院御時の恰勤者とあるよ内裏の番代のゝしいハ以の外よきしゝてをとりをひいるゝ所の恰勤者とあるよ雑談しるるよ内裏のゝしとをきてとりのてんすとゝくゝとめゝくゝとりをひいるゝれハ云々

•康暦元年結縁灌頂記云御行粧事力者十兄部一人衣八人恰勤三人直衣

▲家司

●狩衣一廿二

[illegible]

○家司

家司を諸大夫なりとの外なるをば家令この後なり

下家司といふ

おこゝろはせさまふへきはいのものゝ[illegible]

●栄花物語三十八云　関白殿のみの家つかさいとハの前司ちたゝをハりあきらこの

かゝのの美濃よなさせあゝもものいとこ[illegible]左衛門のかゝゝあるこゝをハ使ひ[illegible]

せゝゝさせあゝ云々

●紫式部日記上二十五才　宮司殿の家司のさるへきかきのゝな加階す云云　赤信卿

●おちくぼ物語三三十五才　中君の侍男の左少辨ゐちせんのゝみなもとの家司うけられハ

やゝてゝ[illegible]ゝてゝ[illegible]ゝてゝハせあゝ

●續[illegible]き四[illegible]三　殿上人藏人所の家司職の事法隨身なとゝ[illegible]

云々

●朝野群載七廿六云　家司着到　天仁三年三月

一日庚午　大藏大輔　主殿頭　因幡守　令廣親

二日辛未　主殿頭　右中辨

三日壬申

四日癸酉

五日甲戌　右少辨　左中辨　主殿頭　大藏大輔

以下如此可書三十箇日

●山槐記云治承三年□十日春日祭　條云戊戌自去夜雨降巳刻以後天晴今宵北政所可令参内給可被仰輦車也秉燭之後開白殿松殿　乘毛車少將兼宗在共此間小注云云

家司左衛門權佐光長職事前左馬助侍所司大學盛兼行事戌終刻群御車於南階下

家司六人主計允親重以下也撿非違使左衛門尉生安部久忠在此内付轅又資桑季長等朝臣同付轅前駈諸大夫

等取松明列居南庭殿上人同可取松明而□各騎馬東宮大夫被寄御車予三位中將

隆忠停立中門廊解綏乘御之後無之儀問下家司引出御車於中門外懸御牛御副二人

言綱四車人不付轅下家司猶付之於出門外御車副付轅行列云云

●玉葉云嘉禎三年三月十一日加補家司職事

家司　忠高朝臣　長明朝臣　師嶌

職事　範綱　時兼　卿子

勾當云云

隨身所別當　仲國朝臣

宣事今宵不仰云云

同日　加補家司職事於中門列拜家司宣實中次云云

●本朝雜抄七巻猪熊殿大臣大饗云五位家司代々多地下用自東方進云云

●同抄云次酒部所人着座　行支家司下家司二人諸司二分両三人云云